

共同募金の配分金を ご活用ください



発行：東京都共同募金会東村山地区配分推せん委員会

共同募金の配分金は、民間の社会福祉団体が行う地域福祉の事業を対象としています。
東村山市内で集めた募金を市内施設・団体で大切に使い、利用者の方のより良い生活に役立てませんか？

配分の種類（詳細は中面をご覧ください）

全都配分（A 配分）

- 申請上限額** 200万～700万円 ※施設の種別によって異なります
- 対象の施設** 社会福祉法第2条に定める事業を行う社会福祉法人及び更生保護法人、
認可保育所、無料低額診療施設、医療保護施設、障がい児・者の地域生活・
就労支援を行う施設・団体、保育室、認証保育所、社会福祉団体 など
- 申請期間** 令和8年1月9日（金）必着
※令和7年12月12日（金）までに東京都共同募金会へ申請相談が必要

地域配分（B 配分）

- 申請上限額** 30万円以内
- 対象の施設** 児童館、社会福祉法および東京都補助要綱による保育施設、障がい児・者の地域
生活支援及び就労支援を行う施設・団体、社会福祉関係通知による入所施設など
※申請時点において事業開始から1年以上経過していること
- 申請期間** 令和7年7月14日（月）～9月30日（火）

募金運動へのご協力をお願いします



共同募金は、市内で集めた額に応じて市内の施設に配分されます。
少しでも多くの募金を集めて市内の施設に配分できるよう、募金運動にご協力ください。

【協力内容】

募金箱を設置

募金期間中に貴施設内、または貴施設が行うイベント会場などで設置いただく方法です。
募金箱は貴施設でご用意いただくか、地区協力会事務局（社会福祉協議会）での貸出も可能です。
ご希望の場合はご連絡ください。集まった募金額を計数した後、受領書を発行いたします。

【申込み・問合せ】

東村山市社会福祉協議会 法人運営係（赤い羽根共同募金担当）

電話 042-394-6333 FAX 042-393-0411 E-mail soumu@hm-shakyo.or.jp



全都配分 (A 配分)

施設の整備費や団体の特別事業費などに使用できます。
東京都共同募金会が窓口となって申請・相談を受け付けます。

対象となる施設

東京都内に住所があり、都民を対象に社会福祉事業を經營する以下①～⑦の団体
(都外の施設を經營する団体でも、主として都民を対象に運営していれば配分対象となります)

- ① 社会福祉法第2条に定める事業を行う施設(社会福祉法人及び更生保護法人)
- ② 認可保育所(社会福祉法人等)
- ③ 認証保育所及び保育室等保育関連施設(法人格の有無を問わず)
- ④ 無料定額診療施設、医療保護施設(社会福祉法人)
- ⑤ 障がい児・者の地域生活及び就労支援を行う施設・団体(社会福祉法人)
- ⑥ 障がい児・者の地域生活及び就労支援を行う⑤以外の施設・団体(法人格の有無を問わず)
- ⑦ 社会福祉団体(区市町村社協を除く・法人格の有無を問わず)

※原則として、同じ施設が連年申請することはできません。

申請できる内容

施設の整備費・団体の特別事業費で、地域福祉向上に資し、寄付者の信頼にも十分に応えられる事業
※旅行は対象外です。そのほか申請できない内容については本書4ページをご参照ください。

配分される金額 ※実際の金額は、募金の状況等によって決まります。

施設種別	配分申請限度額	配分金補助率
①	500万円	総事業費の75%以内
②	200万円	//
③	200万円	//
④	700万円	総事業費の60%以内
⑤	300万円	総事業費の75%以内
⑥	200万円	//
⑦	500万円	//

申請から配分までの手順と期限

手 順	期 限
1. 申請者が東京都共同募金会へ電話で相談し、申請できるかを確認	年間を通して受付
2. 申請者が東京都共同募金会へ行って配分の相談をし、書類を受け取る	12月12日(金)まで
3. 申請者が東村山地区配分推せん委員会に、意見書の作成を依頼する ★諸事情により、メ切に間に合わない場合は、ご相談ください。	
4. 申請者が東京都共同募金会へ、申請書類と意見書を提出(メ切必着)	令和8年1月9日(金)
5. 東京都共同募金会にて配分の審査 → 申請者に決定通知が届く	令和8年3月下旬
6. 申請した事業を実施し、事業完了後に配分金交付請求→配分金交付	今年度中
7. 申請者が東京都共同募金会へ、配分金の使途報告を送る	事業終了後30日以内



地域配分 (B 配分)

備品整備や小破修理、利用者の生活の向上に資する事業などに使用できます。
申請の相談・受付は東村山地区配分推せん委員会事務局で行います。

対象となる施設

本書 1 ページ「地域配分(B 配分)」の欄を参照 ※学校法人、特殊法人は除く

申請できる内容

令和 8 年度に実施予定である事業で、地域福祉向上に資し、寄付者の信頼にも十分に込えられる事業
＜配分対象となる事業の例＞

(1) 備品整備 (5 年以上の使用が見込まれるもの。消耗品は除く)

- ・利用者が日常的に使用するもの（電化製品、家具、遊具等）
- ・利用者の就業・生活訓練、授産作業などで使用するもの（作業台、機器等）
- ・利用者や地域住民が使用する防災・災害対策用備品（日常活動での使用も見込まれるもの）

(2) 小破修理 (賃貸物件において貸主責任で整備すべきものは対象外)

- ・利用者が使用する建物等のトイレ・ドアなどの改修、修理等

(3) 利用者の生活の向上に資する事業 (研修、訓練、交流事業等)

- ・宿泊訓練、日帰り研修、社会体験、職業体験、地域交流、音楽療法、防災研修、講習会等

※申請は 1 施設・団体につき、目的を 1 つとした 1 事業に限ります。

※申請できない内容については本書 4 ページをご参照ください。

配分される金額

配分申請限度額	配分金補助率
500 万円	総事業費の 75% 以内

申請から配分までの手順と期限

手 順	期 限
1. 申請者が東村山地区配分推せん委員会へ申請書類を提出 ※申請書は東村山市社会福祉協議会ホームページよりダウンロード可	令和 7 年 9 月 30 日 (火) まで
2. 東村山地区配分推せん委員会から東京都共同募金会へ、配分金額を推薦	令和 8 年 2 月上旬
3. 東京都共同募金会にて配分の審査 → 申請者に決定通知が届く	令和 8 年 3 月下旬
4. 東京都共同募金会から申請者へ配分金振込 → 申請者は配分金を使用	令和 8 年 6 月 (予定)
5. 申請者が東村山地区配分推せん委員会へ、配分金の使途報告を送る	令和 9 年 4 月末日まで

その他

- ① 配分を受けた団体に対して、東村山地区配分推せん委員会から配分対象事業の見学を依頼させていただく場合があります。
- ② 配分金の使途変更は原則認められません。やむを得ず変更が生じる場合は、必ず事業実施前に東村山地区配分推せん委員会へ相談し、変更届を提出してください。

申請できない内容（全都配分・地域配分共通）

- (1) 営利法人が行う事業、または営利を目的として行っているとみなされる事業
- (2) 国または地方公共団体が経営の責任を負う事業
- (3) 政治・宗教等に利用されているとみなされる事業
- (4) 会員等の互助共済を主目的とする事業
- (5) 経営の基礎や管理の状況が不安定であり、継続性の乏しい事業
- (6) 地域住民からの信頼性に欠ける事業
- (7) 配分金以外の収入を確保または期待することができ、これによって必要な経営が可能な事業
- (8) 配分審査の時点で、既に着手している事業
- (9) 共同募金の配分金によるものであることを明確に表示できない事業
- (10) 施設利用者の処遇向上にかかわるものでない事務管理面での整備事業
- (11) 公的補助金または他の助成団体の助成金により実施される事業の自己負担分
- (12) 自動車を購入する場合の公租、公課、その他諸経費
- (13) 施設や団体の維持運営費（家賃、光熱水費、人件費、リース料など）
- (14) 事務用品、防犯設備、日常的に使用しない物（防犯備品など）の購入費
- (15) 備品購入・事業実施の間接的経費（処分費、リサイクル費、送料、保守料、行事保険など）
- (16) 職員を対象とするもの（研修会費、健康診断費、宿泊費、保険料など）
- (17) 介護保険法に基づく事業



共同募金の配分に関わる連絡先

東村山地区配分推せん委員会

全都配分(A配分)の意見書発行、地域配分(B配分)の申請相談から報告受付までを行います。
東村山市内に割り当てられた配分金を、施設・団体へどのように配分するかを検討します。

委員構成: 市民活動団体、民生委員・児童委員協議会、商工会、行政などから選出

事務局: 東村山市社会福祉協議会

住所: 〒189-0022 東村山市野口町1-25-15 東村山市社会福祉協議会内

電話: 042-394-6333

FAX: 042-393-0411

E-mail: soumu@hm-shakyo.or.jp

URL: <https://hm-shakyo.or.jp>

東村山市社会福祉協議会

検索



東京都共同募金会

全都配分(A配分)の申請相談、報告の受付、地域配分の配分金額決定を行います。
東京都内の共同募金運動の実施から管理までを担っています。

住所: 〒169-0072 新宿区大久保3-10-1 東京都大久保分庁舎201

電話: 03-5292-3183(配分担当直通)

FAX: 03-5292-3189

E-mail: haibun@tokyo-akaihane.or.jp

東京都共同募金会

検索

